

「芽室町議会災害時対応基本計画」の見直し

○見直しの背景

・議会は、大規模災害が発生した非常時においても、機能停止することなく、有効な議決ができる会議を開催し、この機能を維持する必要性がある。今般の新型コロナウイルスなど感染症の拡大は、大規模災害に匹敵する脅威があり、従前の自然災害、事故等に加え、感染症の発生・蔓延時においても議会として迅速に対応する必要があるものについて、継続して議会の役目を担い、その責務を果たすために、行動基準について定めようとするもの。

○見直しのポイント

- ① 従来の対象災害から「感染症」対策を抜き出し、これに関する行動基準を規定
- ② ①を行うための現行計画の構成変更
- ③ 事務局職員が感染等した場合の補完対応を記載
- ④ 字句等の修正(災害→災害等、災害発生時→災害時、など)
- ⑤ その他(新庁舎移転・ICT・備蓄品・事務局職名など)の要素を反映

○計画の構成(案)

・別紙「構成変更(案)」のとおり

○見直しの期限

・令和2年内

現行BCP	見直し後
<p>1. 芽室町議会災害時対応基本計画の必要性と目的</p> <p>2. 災害時の議会、議員の行動方針</p> <p>(1) 議会としての役割</p> <p>(2) 議員としての役割</p> <p>3. 災害時の執行機関の動きと議会との関係</p> <p>4. 議会が発動する災害の種類</p> <p>5. 災害時の体制及び活動の基準</p> <p>(1)災害時の体制(安否確認)の構築</p> <p>① 議会事務局の体制</p> <p>ア 事務局職員の行動基準</p> <p>(図)「参集者の参集基準」</p> <p>イ 議員への安否確認方法と確認事項</p> <p>ウ 安否確認事項</p> <p>②議会の体制</p> <p>ア 議会災害対策会議の設置</p> <p>イ 議員の基本的行動</p> <p>ウ 発生時期に応じた議員の行動基準</p> <p>エ 対策会議などの指揮命令系統</p> <p>(図)「議会・事務局の行動の流れ」</p> <p>(2)行動時期に応じた活動内容の整理</p> <p>① 行動形態</p> <p>② 行動基準</p> <p>③ 議員の参集方法など</p> <p>(図)議員参集基準</p> <p>(図)議員の参集フロー</p>	<p>1. 芽室町議会災害時対応基本計画の必要性と目的</p> <p>2. 災害時の議会、議員の行動方針</p> <p>(1) 議会としての役割</p> <p>(2) 議員としての役割</p> <p>3. 災害時の執行機関の動きと議会との関係</p> <p>4. 議会が発動する災害の種類</p> <p>※「感染症」を抜き出す</p> <p>5. 災害時の体制及び活動の基準</p> <p>(1)災害時の体制</p> <p>① 議会事務局の体制</p> <p>ア 発生時期に応じた事務局職員の行動基準</p> <p>イ 議員への安否確認方法と確認事項</p> <p>ウ 安否確認事項</p> <p>②議会の体制</p> <p>ア 議会災害対策会議の設置</p> <p>(図)「参集者の参集基準」</p> <p>イ 対策会議などの指揮命令系統</p> <p>ウ 議員の基本的行動</p> <p>エ 発生時期に応じた議員の行動基準</p> <p>(図)「議会・事務局の行動フロー」</p> <p>(2)審議を継続するための環境整備</p> <p>① 庁舎の建物設備</p> <p>② 通信設備</p> <p>③ 情報システム</p> <p>④ 備蓄品などの確保</p>

<p>(3)審議を継続するための環境の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 庁舎の建物設備 ② 通信設備 ③ 情報システム ④ 備蓄品などの確保 <p>6. 情報の的確な収集</p> <p>(1) 地域の災害情報の収集など</p> <p>7. 議会の防災計画と防災訓練</p> <p>(1) 議会の防災計画など</p> <p>(2) 議会の防災訓練など</p> <p>8. 計画の運用</p> <p>(1) 議会災害時対応基本計画の見直し</p> <p>(2) 見直し体制</p> <p>9. 計画の体系図</p> <p>(1)災害時基本計画に基づく行動体系</p> <ul style="list-style-type: none"> 様式1 議員安否確認表 様式2 情報収集連絡表 <p>災害時対応体制導入</p> <p>10. 資料</p> <p>(1)芽室町議会災害時対応基本計画の特徴</p> <p>(2)芽室町議会災害時対応基本計画の基本行動フロー</p>	<p>6. 災害時の行動基準</p> <p>(1)地震・風水害発生時の行動基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 対応段階の定義 ② 行動形態 ③ 行動基準 ④ 議員の参集方法など (図)議員参集基準 (図)議員の参集フロー ⑤ 行動体系及び基本的行動フロー 行動体系(地震・風水害編) 基本行動フロー(地震・風水害編) <p>(2)感染症発生時の行動基準</p> <p style="text-align: center; background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px;">新規追加セクション</p> <p>7. 情報の的確な収集</p> <p>(1) 地域の災害情報の収集など</p> <p>8. 議会の防災計画と防災訓練</p> <p>(1) 議会の防災計画など</p> <p>(2) 議会の防災訓練など</p> <p>9. 計画の運用</p> <p>(1) 議会災害時対応基本計画の見直し</p> <p>(2) 見直し体制</p> <p>10. 資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芽室町議会災害時対応基本計画の特徴 ・様式1 議員安否確認表 ・様式2 情報収集連絡表 ・災害時対応基本計画導入・改訂履歴
---	--

■ 感染症発生時の行動基準
 新規追加セクション（案）

【感染症発生時の行動基準】
① 発生段階の定義
② 発生段階に応じた行動基準
③ 行動基準フロー
④ 発生段階に応じた議会運営基準
⑤ 議員・事務局職員が感染した場合の対応
(図) 感染者または濃厚接触者発生時の初動期の対応フロー
⑥ 感染等発生時の議会運営
⑦ その他（視察・研修会対応等）

参考：【地震・風水害発生時】

- ① 対応段階の定義
- ② 行動形態
- ③ 行動基準
- ④ 議員の参集基準
- ⑤ 行動体系
- ⑤ 基本行動フロー